

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和6年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和7年2月10日（月）
2. 開催年月日 令和7年3月10日（月）午後2時00分～4時00分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 15名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園 法人事務局長	○	
副会長	佐野 清	南丹市身体障害者福祉会 会長	×	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	×	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会 監事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会 生活支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会 美山支部長	○	
委員	今西 猛	特定非営利活動法人城山共同作業所 理事長	○	
委員	小西 雄也	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 総務部事務長	○	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮 施設長	○	
委員	木村 公之	ふない聴覚言語障害センター センター長	○	
委員	中原 和夫	京都西陣公共職業安定所園部出張所 統括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校 校長	×	
委員	中川 豊	京都中部総合医療センター 事務局長	○	
委員	原田 寿樹	京都府南丹保健所 福祉課長	○	
委員	堀内 聡	花ノ木医療福祉センター 生活支援係長	○	
委員	田川 麗子	障害者生活支援センターこひつじ 相談支援専門員	○	
合計	18名		15名	

5. 傍聴者数 0名
6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	定刻より少し早いですが皆様お揃いいただきましたので、ただいまから南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。司会を務めさせていただきます、南丹市福祉保健部社会福祉課課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開会にあたりまして、岩内会長よりご挨拶をいただきます。
会長	皆さんこんにちは。社会福祉法人京都太陽の園の岩内でございます。令和 6 年度第 3 回南丹市地域自立支援協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、今シーズンは一段と厳しい寒さが続く冬でした。前回 11 月 7 日の協議会の挨拶では今年度 1 回目の協議会は夏の真っ只中で開催されて、10 月になっても夏日を更新する異例の暑さが続きましたと長い夏であったことを振り返りましたが、冬も同じく長くなるとはその時は思いもしませんでした。また災害級の大雪による被害や、最近では岩手の大船渡市での山火事など夏に起こった大雨と同じように自然災害が発生して報道されることも絶えずありまして、その度に自助・共助・公助の連携が不可欠であると思っています。 昨今、障害福祉サービスに求められていることは地域との連携の推進です。地域と連携した災害対策の強化や、令和 7 年度から共同生活援助入所施設支援に義務付けられた地域連携推進会議の開催などはまさに共助を推進することと捉え、真摯に取り組を進めていきたいと考えています。三寒四温と言えど、3 月半ばにしては東京の方ではまだ今週末も雪が降るような予報もされています。寒暖差の激しさというのがますます増してきているなど感じています。また私どもの事業所でも感染症に罹患したというような報告がたびたびあります。皆様もくれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。本日の協議会は、情報交流として南丹市子育て発達支援センターの支援事業について皆様のご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。それでは本日委員の皆様からご欠席の連絡を頂いておりますのでご紹介させていただきます。佐野副会長、孔委員、丹波支援学校の由良委員の 3 名の方より事前にご欠席の連絡をいただいておりますのでご報告いたします。 次に会議の成立についてご報告いたします。委員数 18 名のうち、本会議の出席委員数は 15 名となっております。よって、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 南丹市福祉保健部長 矢田部長です。 社会福祉課 田中課長補佐です。 社会福祉課障害者福祉係 川口係長です。 また本日は子育て発達支援センターから土屋係長も出席させていただいています。

司会	続きまして、本日の配布資料についてご確認いただきたいと思います。 ○次第（委員名簿） ○資料「障がい者福祉のあんない板の掲載内容について」 以上となります。ご確認ありがとうございました。 それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、岩内会長に議事進行をお願いしたいと思います。
会長	それでは次第に基づき、それぞれの議題について進めていきたいと思います。 次第 2 の情報交流、南丹市子育て発達支援センターの支援事業について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは次第の情報交流 (1) 南丹市子育て発達支援センターの支援事業について、本日は子育て発達支援センターの土屋係長よりセンターで実施している支援事業についてお話させていただきたいと思います。センターでは子どもの発達支援や相談・養育事業を行っておりますが、日頃センターが関係機関と連携をすることで発達支援が必要な子どもが地域でどのように支援されながら過ごしているのか、また、子どもは成長していずれ大人になっていきます。児童期での支援が将来の自立を目指すスキルを育むためにどれほど重要な位置づけにあるのか。本日は土屋係長からそういった視点も含めてお話できればと思っております。それではスライドを準備しますので少しお待ちください。
事務局	失礼いたします。南丹市子育て発達支援センターで作業療法士で係長をしております土屋です。よろしくお願いいたします。今日は南丹市子育て発達支援センターの事業についてお話させていただきます。子育て発達支援センターは JR 船岡駅の近くにあり旧川辺小学校横の赤色の屋根の建物、そこに発達支援センターと療育園のつくし園が併設されております。発達支援センター設立の経緯については、早期発見・早期支援の必要性・重要性が重視されまして保健と福祉が連携して一体的に何かできないかを検討した結果、平成 21 年 4 月に南丹市子育て発達支援センターが開設されました。就学後の支援が途切れがちな部分をカバーするために、概ね 0～18 歳のお子さんが対象となっております。主な事業としては発達支援相談・発達相談として心理士が行っています発達相談、また、作業療法士が行っています OT 相談、言語聴覚士が行っています ST 相談とドクターが行っています発達支援クリニックというのもあります。その下に保育所・幼稚園・こども園巡回とありますけども、園でお子さんのケースを見に行かせてもらう支援があります。その下に遊びの教室というのがありますが、こちらは低年齢のお子さんを対象に親子教室を行っています。ペアレントトレーニングについては心理士がお子さんの子育てのコツを教える教室になっています。あとは学校・学童に訪問させていただいたり研修会での講師をさせてもらったり、乳幼児健診に出させて頂いたり療育支援として併設されているつくし園での支援も行っています。 スタッフは作業療法士が 2 名、保健師 1 名、心理士 2 名、非常勤でドクターが 2

名と言語聴覚士 1 名、あと保育士が数名と看護師 1 名で事業をしています。療育事業については常勤が 6 名と非常勤が 2 名、心理士、保育士、社会福祉士などの資格を持っておられます。心理士が行っている発達相談ですけれども、こちらは健診であったり園・小学校などから繋がってくるんですが、主に新版形式発達検査という検査をとりまして子どもさんの発達段階について評価をさせていただきます。年長児さんや就学後のケースには Wisc—V という知能検査を行ったりとか DN—CAS という注意に特化した検査を行っております。その検査の結果をもとに子どもさんの発達であったり普段の関わり方などについて保護者さんにお話をさせていただき、Wisc—V などは分析に 1 か月ほどかかりますので約 1 か月後に保護者さんや学校や園の先生と日程を調整して結果を返しております。心理士の 1 か月のスケジュールですが、毎日違う業務をしているという感じですが、月曜日の 2 段目のところの教育支援委員会ではセンターの心理士と作業療法士が教育支援委員会の委員になっていますので子どもさんの進路について教育委員会と共同で考えております。作業療法士が行っております OT 相談ですが、こちらは発達支援センターにリハビリルームがあり、そこに大きなトランポリンやブランコ、平均台、巧技台等があり、そこで作業療法士が、お子さんが遊具という環境と人とうどう関わるのかというのを遊びを通して行動を観察させてもらい、評価して、保護者さんが困っている事に対して、主訴に対してアドバイスさせていただき、日常生活でも出来るような遊びとか関わりをお伝えしております。作業療法士の 1 か月ですがこれも毎日違うような業務をしています。火曜日の 2 段目の運動プログラムという活動があるんですが、こちらは例えば園の年長児の担任の先生から依頼が来て、大体年長児は 2 クラスあるんですが、先生からウチのクラスは落ち着きが無い子が多いとか話が聞けない子が多いなど主訴を聞き、その主訴に基づいて設定遊びを 1 時間くらいさせて頂いてその後担任の先生や園長先生とミーティングしてクラス運営の仕方であったりとかお子さんの評価などを返しております。次に園巡回というものがありますが、こちらは事前に担任の先生から気になるケースのお子さんについてケースシートを書いて送ってもらいます。作業療法士と心理士がそちらを確認して、当日園の方に行かせていただき、朝から給食か午睡くらいまでの間、行動観察をさせていただき評価させていただくという事業があります。そのケースシートですが、こんな感じで書いていただいて、クラス全体の様子を書いていただき、その下に子どもさんの情報として困っていること、主訴を書いていただいて、今期待していること（目標）とありますがこれが短期目標であって、下の将来の目指す姿というのが長期目標として掲げています。午睡の時間以降を利用してミーティングをさせていただきますが、写真の左手が担任の先生・園長・副園長先生が入って下さって対象児の園での普段の様子や保護者さんの様子とか困っている事を相談されます。右側が作業療法士と心理士が健診の内容であったりとか相談の情報提供をさせていただいて具体的な支援や方法をアドバイスしております。次に遊びの教室というものがありますが、こちらは就園前のお子さんがほとんどで、2～3 歳の低年齢のお子さん、発達支援が必要なお子さんと保護者さんを対象としています。大体 5 組くらいからスタートするんですが、最終的には 12～3 組くらいの小集団で遊んでお

ります。大体個別相談と健診から繋がってくるケースが多く、スタッフは保育士2名と心理士1名と作業療法士1名で、教室の中で必要なお子さんに対しては医療であったり療育を紹介させて頂いております。教室の様子は最初に親子でふれあい遊びをして、その後自由遊びになるんですが、和室にこういう手作りのサーキットを作らせてもらって遊びを提供したり、公園やプールとか、あと、こむぎ山に登ったりしながら教室を運営しております。実際に親子で遊んでいただいて、その際にこういう声掛けであったり関わり方が良いですよとか実際にモデルとして遊びを提供してそれを真似してもらったり、あと発達や育児に関しての困り事の相談を受けるというような感じで教室を運営しております。センターで大切にしている事です。1番の早期発見・早期フォローの支援体制は継続してやっていきます。2番の児童発達支援事業の体制整備についてはつくし園ですね、療育の方にクラスに入らせていただいてクラス運営であったり職員のスキルアップの研修をさせて頂いております。3番が先ほど見て頂いた園巡回の事業ですけれども、それに伴って小学校等に上がる学童期の時に小学校の担任の先生と連携させていただき、その後、1年生になってから参観に行き、その様子を見て担任の先生にアドバイスをさせていただき、環境の変わる1年生の時にスムーズに学校生活が送れるように支援しております。4番の就学後の支援体制の継続ですが、これは後で一例を挙げて説明させていただこうと思います。最後に5番の研修の実施ですが、こちらは幼稚園や小学校の先生、保護者さんや保健師さんなどの専門職の方などにもこの様な研修をしています。先ほどの学校支援ですが、まず保護者さんや担任の先生からこの子大変なんです、クラス大変なんですという依頼が来ます。センターの作業療法士と心理士が参観に行かせていただき、担任の先生やコーディネーターの先生や教頭先生に入らせていただきミーティングをします。参観の様子を見て必要な時は各相談に繋がせていただいたり、担任の先生と共同で授業のプログラムの立案をさせていただき、その後、プログラムがどうだったか、また、ミーティングで話していただき、必要に応じて保護者さんと面談等をさせて頂いております。この学校支援ですが、こちらは感覚の話をつかんでいただく方が分かりやすいと思いますので話させていただきます。感覚ですけれども、身体に入ってきた刺激を脳で情報として受け止め処理することとなりますが、我々こういった部屋であったり人と接する時は感覚も頼りにしながら人や環境と接しています。一例として目の前に食べ物があったとき、まず目で見て美味しそうだという視覚の情報が入ってきます。次に匂いが漂ってきたら鼻から匂いを感じ取って脳の頭頂葉の感覚野という所に刺激が入ります。その刺激が入って嗅覚からの情報が食べ物だと処理されますと、次に前頭葉の方の運動野に指令が出ます。運動野の指令が出て食べようかなと思ったら運動野から脳幹・脊髄を通して神経の方に伝達が入り、腕を伸ばしたり口を開けるなどの行動として出力されて食事ということが出来ます。感覚の特徴ですが、この感じ取れる強さには個人差があり、例えば背中を叩かれて気づく方、気付かない方、身体をぶつけて痛いと思う方、何も感じない方、過敏であったり鈍感であったりと個人差があります。感じ取り方は変動するという事です。体調が良い時には何も気にならないんですけれども、体調が悪い時にいつもは気にならない音とか匂いが気になったり、起きか

けでボーっとしている時に何か言われると普段なら聞き取って判断して行動できるんですが、ボーっとしていてしっかり聞き取れなくて行動に移せないという事だったり、体調や覚醒、脳の目覚めによって感じ取り方は変動します。また、個人の主観にも左右されます。例えば好意的な方に手を握られると嬉しいとか快の刺激が入りますけども、苦手な方に手を触られると嫌だとか不快な刺激とったりするという刺激の強弱であったり感情などの主観に左右されるのが感覚の特徴かなという所です。実感しやすい感覚としては視覚、まず眼球から文字の色とか空間の奥行きを感じ取るのが視覚です。聴覚は耳から音とかですね。嗅覚は鼻からの匂いですね。触覚は皮膚を通じての感覚。味覚は舌から味わいを感じ取るというこれらが実感しやすい感覚なんですけど、実感しにくい感覚が3つあり、こちらは日常ではほとんど無意識下で使っている感覚になりますが、この3つの感覚にトラブルが起きると色んな混乱を生み出すという事になっております。あまり聞いた事はないかと思いますが、固有受容覚と前庭覚と触覚がありますが、この3つの感覚は実感しにくいとか分かりにくいかなと思います。まず、前庭覚から先にお話させていただきたいんですけども、右下の耳の図ですけども耳があって外耳・中耳・内耳とありますが、その内耳のうちの緑色の部分が前庭覚の感覚受容器で、こちらで重力・回転・加速度を感じ取る受容器になっています。上の3つの輪が三半規管でその下が耳石器になっています。三半規管は聞かれたことがあるかと思いますが、こちらで回転するときの方向とか加速度を感じ取る感覚で目が回るとかそういう時に感じる感覚になります。耳石器というのは前後と上下の直線運動の方向と加速度を感じ取るところで、頭の傾きとかどんな位置に頭があるかを感じ取る所が前庭覚になっています。これは平衡覚とかバランス感覚という言い方もします。ちょっと分かりづらいのがこの固有受容覚かなと思いますので皆さんに固有受容覚を使っていただこうかと思っておりますので、私の言う通りにやってみてください。まず、この肩関節の屈曲が水平だとしますとここが90度ですね。この水平から90度までの間で好きな所に右腕をちょっと上げてもらえますか。次に目をつむって左腕を右腕と大体同じくらいの所まで上げていただいて、目を開けて左右見比べてもらって大体同じ高さかなという所になっていますかね。では、次に指を3本付けていただいて。指をくるくる回して。逆回転して。出来たら目をつむって同様に。次に両手を後ろにして右手と左手でジャンケンしてみてください。右手が勝つように出来るだけ違う手で連続でやってみてください。次に左手が勝つように同じようにジャンケンしてみてください。ありがとうございました。今使っていたのが固有受容覚という感覚です。関節がどれくらい回っているか、筋肉をどれくらい使っているかということのを脳に伝える感覚受容器で、皆さん見なくてもグー・チョキ・パーが出来たり指を対立運動できたりするのはこの固有受容覚が脳に伝えているということです。この固有受容覚には4つありまして、運動覚という手足の各部位の動きを感じ取る、ボールを投げる時とかに使われます。位置覚はポーズをとったりする時に使われます。重量覚は重たいものを持った時に感じる感覚です。抵抗覚は物を押したときに感じる感覚で、この4つが固有受容覚の働きとされています。どんなことをしているのかですが、力加減の調節であったり、運動のコントロール、あと重力に抗して姿勢を保

持する働きですね。身体の地図機能を把握する働きですね。どれだけ掴まれるか持ち上げられるかという働きですね。この固有受容覚にトラブルがあるとちょっと動作が雑に見えます。例えば指先の緻密な動きや腕や脚の細かなコントロールが苦手になりますので、例えば園に見に行きますと、ハサミで紙を勢いよく切ってカーブがぐちゃぐちゃになってしまうお子さんがいたり、あと文字を書く時に芯が折れたり文字が濃すぎたり、お箸を使うのが苦手だったり、そういった微細な動きが苦手になってきます。あと力加減が苦手になりますのでボールを投げる時に全部思い切り投げるようになったり、身体を動かすのも全力になりますので隣の子に当たったりしてトラブルになったりします。全身を大きく動かす時もぎこちなさがありますのでダンスや体操が苦手になったり、ボールの投げ方がぎこちなくなったり、あと声のボリューム調節が苦手になったりという人がいます。この固有受容覚を捉えながら授業での様子を見に行かせてもらいますと、足をずっと揺らしているお子さん、これは股関節や足に固有受容覚の刺激が入ります。あと授業中に鉛筆の後ろをずっと噛んでるお子さん。筆箱の鉛筆がボロボロだったり、授業中に下敷きやものさしを噛んでるお子さん、私が1回見たのはものさしを全部バキバキに噛んで割ってボロボロにしていたお子さんがいました。あと机を太腿で持ち上げて股関節や筋肉に刺激を入れて、先生に注意されるから上から腕で机を押さえ込んでサンドイッチにするようにしてずっと自己刺激を入れているお子さん。あと、関節運動や筋肉運動でゴソゴソ動いていたり、立ち歩きがあったりと、こういった授業の様子が出てきます。それで担任の先生とお話しながら学校で出来ることを考えていくことになりますが、その際にちょっと動きを取り入れた授業をしてもらえますかという事で、例えば算数の授業で $2+3$ は？という問題があったとします。その時に例えばその場で答えの回数だけジャンプしてくださいといった感じで5回その場でジャンプすると固有受容覚に刺激が入りますし、あと文字の学習の時に空書で文字を書いたりするんですけども、これでも関節運動は起こりますが、自分の体をペンにして身体全体で文字を書くというような形にすると凄く刺激が入りますので、そんな感じで動きを取り入れた授業を提供したり、立ち歩きがあるお子さんであつたらプリントを配るとか黒板を消す係にもらって授業中に適用的に歩けるような状況を作ってもらおうとか、あと、その場で発表するのではなく、前に出て発表してもらおうと歩行が入りますので、隣のお子さんと話し合うだけではなく、机を移動させて班ごとにしてもらおうと机を持ち上げる、動くという運動にもなりますし、音読する時は先生だけとか特定の子だけが読み上げるのではなく全員で音読することで顎関節が動きますのでそこで刺激が入ります。全員で音読することで聴覚にも刺激が入りますので自己刺激が凄く取り込めるかなと思います。あとは休み時間は出来るだけ外に出て遊ぶように促してもらっています。授業の中でこうやって適用的に動ける機会などを作ることで注意される機会も減るかなと思います。大人でもそうですが、注意され過ぎると自己肯定感が下がっていきます。お子さんの場合は自己肯定感が下がると上げるのが凄く大変です。意欲とかやる気も下がっていきますので出来るだけ注意する機会を減らしながら適用的に動きを入れて頂くという事をアドバイスしています。園とかでしたら固有受容覚を感じる遊びとして綱引きであつた

りタオルを引っ張り合いっこしたり、手押し相撲をしたりとか園庭の固定遊具でアスレチックやジャングルジムをよじ登るといったことを提供しています。癖として固有受容覚は大人になっても残ります。例えば爪を噛む大人がいると思いますが、これもグッと爪を噛む時に顎関節に刺激が入りますので自己刺激を入れているのと、あと身体の中でも口の周りは凄く敏感で、常に敏感な指を咥えることで脳にダイレクトに刺激が入りますので脳が落ち着く状態になります。なので爪噛みが癖として残ったりします。あと貧乏揺すりや机を指でトントン叩く方がいると思いますが、これが癖として残るものです。あと女性に多いんですけども、ミーティングや会議等で椅子の上に正座する人が結構おられますが、これも股関節・膝関節・足関節に刺激が入って脳が覚醒しますので脳を目覚めさせたい時にしていたりとか、正座すると刺激が入って筋肉の緊張が上がりますので姿勢が保持しやすくなります。習字の時に正座すると思いますが、姿勢を保持するための刺激が入りやすくなりますので正座する形になります。このような感じで大人になっても無意識の中で感覚を入力することで落ち着かせることをされていると思います。程度にもよりますが、例えば机を指で叩くのを部屋に入って 20 回叩かないと次の行動に移せないとか、そういう風なことになってきますとちょっと常同行動的な感じになりますので生活に支障が出る可能性もあります。その時は何かしら支援を入れるかもしれませんが、日常生活に支障が出なければ別に問題はないかなという感じです。適応的に固有受容覚を感じる活動がだんだん大きくなっていくうちに色々なことで満たされていきます。例えばラグビーやアメフト、格闘技とかの接触の多いスポーツは結構固有受容覚が刺激されます。ガム・グミなどの歯ごたえのある食べ物を好む方は顎関節に刺激を入れています。スポーツ選手でもガムを噛んでいる人がいると思いますが、それも刺激を入れて落ち着かせているのかなという感じです。あと登山などは重たい荷物を担いでそれだけでも凄いんですけど、坂道勾配を踏ん張って登るというのも固有受容覚を入力されているので、そういう活動を子どもにやっていただくというのもニーズがあるのかなと思います。なので大人になってもスポーツや趣味趣向など適応的に感覚を得ているのかなと思います。真ん中に子どもさんがいるんですけども、地域の中でどういう事が出来るかということですけども、発達支援センターの上で専門職が関わらせていただき、その右端に子ども家庭課の保健師さんが産前・産後の所で関わって下さったり、教室を紹介していただいたり、園の方では担任の先生や学校では先生や学童の支援員さん、医療機関に行けば担当のドクターであったりリハビリの先生、療育機関とか指導員さんなど、周りの大人やご近所さん、そういった方みんなですべて1人の子どもや家族を見守っているのかなという感じがします。専門職が関わることで急にお子さんに劇的な変化が出るということはあまりありません。その時ごとのライフスタイルに応じた支援や関わり方を積み上げることでお子さんやその家族や周りの人たちの理解が進んで、特性をマイナスと捉えずに良い部分も着目してその人の個性として捉えていけたらと思います。

最後にセンターなどで親子教室等を紹介させてもらい親御さん同士の横のつながりができれば良いなと思っています。親御さん同士で発達や子育ての悩み相談をしていただいたり、園巡回とか学校・学童訪問をさせていただき、お子さんに支援する

	のは当然ですけども支援者の方へ視点や方法を提供することで支援者の支援にもなっているのかなという所と、園等で保護者の方に対して子育ての話をさせていただくと、このお子さんが今こういう表出があるのはこういう背景があるという理由を知ることにも出来ます。、それで自分の所だけ見るのではなく他のお子さんに対しての関わり方についての視点が出来てくると思います。こういった育児支援であったり、のびのび教室といいまして心理士さんがやっているトレーニング教室ですが、こちらは良い部分に着目するという関わり方ですね、褒め方を教えてくれるので、良い部分に着目することでそこをどんどん強化していってお子さんを伸ばしていって母子関係を良好にしていくというような保護者支援をしています。ですので地域で生活する中で困っている時にヘルプを出せる関係や状態を作っておくことが大切なのかなと思います。そのために誰かと繋がっておくこと、専門機関や専門職でなくても、近所の人とか習い事で会うような友達や保護者さんでも良いですし、部活の顧問の先生でも良いですし、誰かと繋がっておくことが大切で、孤立しない事や1人で悩まないことが大切です。そのために人を繋ぐきっかけや気付きを提供していくことが大事だと思っています。そういう感じで日々お子さんや保護者さんと関わっております。これで子育て発達支援センターからの支援についてのお話を終わります。
事務局	センターの支援事業についてお話させていただきました。地域の中で子どもたちを中心に置いた時に様々な関係者が関わっていることを改めてイメージしていただけたかと思います。行政からは必要なサービスを受けていただき、地域では頼れる人や居場所を持ていただくことで児童期から大人になっても安心して暮らせる、南丹市が障害者計画の基本理念として掲げている姿でもあります。簡単な事ではないですが、そこに少しでも近づくために今後も委員の皆様や市民の皆様と一緒に考えていけたらと思います。事務局から以上となりますけども、本日は先ほどの話をベースに委員の皆様と情報交換をするなどの交流ができればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。説明から固有受容覚、実際に自分たちでも体験したんですけどもなかなか上手くは出来ませんでしたね。あと説明の中でもありましたけども、何らかの刺激を自分で作っている、お子さんの動きとか学校の中の動きを見て振り返ってみると自分もしていたなという所もあったりするんですけども、それを自分でコントロール出来ればそれはそれで良いかなと思うんですけども、やっぱりそこに支援が必要だったり専門機関との連携が必要になってくるとそこに繋げていくのが大事なかなと思います。 皆さんから何か感想やご意見ありますでしょうか。
委員A	勉強させていただきたいと思います。私はここには障がい当事者として参加させてもらっていますが、市の障がい者相談員をしまして過去にそういう質問を受けたこともあります。1点目は発達検査の事で、説明では1か月くらいで結果が出るという話でした。ここに出席されている花ノ木さんでも発達検査をされていると思います

	し、当事者の方からは期間がかなりかかると。極端な話だと半年かかるという話もありまして、本当にそんなにかかるのかなと。今センターがされている検査とどう違うのかお聞きしたいと思います。2点目は就学について、実は私の子どもも知的障がいがありまして過去には就学委員会と言ってたかな。今は教育支援委員会でしたか、そこで小学校に入る時にどこに入るのか、私の子どもは小中高と支援学校にお世話になったんですけども、以前の就学委員会に教育支援委員会が該当するんですか。3点目は発達障がいもいわゆる手帳の対象にもなるそうなので手帳の取得関連についてお聞きしたいと思います。
委員B	花ノ木の堀内です。ご質問がありました半年かかるという話ですけども、まず検査までに半年から半年以上かかる場合もあります。検査をしてからは心理士とドクターで検査の結果を見るわけですが、次の検査を返すまでの期間もそれぞれの予約状況もありますので一定期間はいただいています。 まずなぜ半年以上検査まで待たないといけないのかという所ですけども、まず1点目はドクターの方も検査をさせていただくからにはキッチリと診察をしたいという所です。検査するということはその子の人生にも関わってくることで中途半端な診察はしたくない、出来れば半日でもかけてキッチリ診察した上で検査させていただきたいというところで、その中で予約を取っていただくので必然的にそういう方が増えると半年ないし1年お待ちいただくという状況が出てきます。実際に検査させていただいて、先ほど説明した通り結果をお返しするまでにも一定期間がかかるという事です。今対象にしているのは子どもですので成人の方に関してはお断りしている事もあります。そういう事がありますので、やはりドクターとしては本来であれば1日に4人でも5人でも診察して検査するのが良いんだろうけども、先ほど言ったように中途半端な事はしたくない、その子の人生がかかっている以上はキッチリと診察させていただきたいということでその辺りはご理解いただきたいというところで、半年ないし1年お待ちいただいているところです。
事務局	就学指導委員会と教育支援委員会ですが、これは名前が変わっただけで同じ機関です。あと手帳についてですがどういったものですかね。手帳の取得条件となると京都府の家庭総合センターで担当しておりますが、発達障害も手帳取得の条件になるのは分かっているんですけども、じゃあ、どういう場合に障害手帳の取得になるのか。やっぱり手帳は誰ももらいたくはないんですけども、貰うことによってその人のためになる事なので貰えるなら貰ってほしいという思いもあります。
事務局	手帳に関しては先ほど申し上げたように京都府や家庭センターなどでしていますのであまり関係性がなく、市役所の方でもあまり。京都府に行ったから手帳を取得できるというものでも無いだろうし一定基準はあるだろうと思うんです。専門的なものになるかもしれませんけども。
事務局	手帳取得の基準のラインは言われたように京都府の方で審査されますので京都府になります。市役所の方でどこがというのは分かりません。今言われた発達障害の

	手帳になりますと、発達障害の診断名で精神障害者保健福祉手帳になるかと思えます。その手帳の申請にはかかりつけの診断されている精神科医の診断書を添付して京都府の方に提出させていただき、京都府で審査となります。市役所の方でどのようなレベルだったらかその辺りは分からないんですけども、その診断が下りているという所が市役所レベルで申請していただくかどうかという目安にはなるかなという事で市民の方に説明しております。
委員 A	そういう相談があったら医師の診断書が京都府に行く時に必要というか、それも勿論参考になるでしょうし、そういう相談があったらまずお医者さんに行かれてはどうですかという返事になりますかね。
事務局	そうですね。発達障害ではそうなると思います。
会長	難しいですね。身体障害者手帳の方も基本的にドクターの意見書が必要になってくると思うので、そういう捉え方で良いのでしょうか。
事務局	身体障害者手帳も同じで障がいに関することにかかっておられる指定医という京都府で指定されているドクターが手帳に該当する障がいかどうかという一定の診断書を作成されます。ただ、指定医が診断書を書いたからといって認定されるわけではなく、最終的な審査は京都府で行われるんですが、身体障害者手帳に関しても指定医の診断書を添付して申請になりますし、精神保健福祉手帳につきましても精神保健指定医が作成した診断書を添えて申請していただくことになります。知的障害の方が取られる療育手帳については家庭支援総合センターに行かれて、そこで検査及び審査されることになります。
会長	矢田部長の方からもあったんですけども、これは1回目の協議会のときにもお配りしたと思いますけども、障がい者福祉のあんなに版の中にそれぞれの手帳の取得とかについても明記してありますのでそれを参考にしていただけたらと思いますし、それをもって広報していただけたらと思います。ところで子育て発達支援センターと花ノ木医療センターとの連携はあるんですか。
事務局	はい。とても密に連携しておりまして、医療施設であったりとか OT・ST とかの訓練が必要なお子さんとかを花ノ木さんに繋がせていただいて、健診の様子からこちらで受けている相談事業のカルテなどを連携資料としてお渡ししたりしています。
会長	花ノ木医療センターではどれくらい地域からの連携件数をお受けしているんですか。
委員 B	それぞれ部署があるのでそれぞれの管轄の数値はちゃんと把握していないんですけども、今は児童発達支援センターという所で児童発達と放課後等デイサービスをさせてもらっています。放課後等デイサービスに関しては1日の定員を10名としておりまして、今はほぼ月曜から金曜までフルで稼働している状況です。児童発達の方も詳しい人数は分かりませんがフルで稼働しております。

	次に相談支援の方ですが、今総数で相談員が7人で、それで800人を超えているような状況です。そのうち約7割が児童から18歳までの方で占めているような状況です。一応、花ノ木としても児童を対象とするようにと院長の方から言われています。勿論成人の方をないがしろにする訳では無いんですが、児童・お子さんを対象にさせていただいて、その中で継続して来てこちらとしても支援していく必要がある方に関しては成人の方も対象にさせていただきたいなという状況です。
会長	相談件数も年々増えている感じですかね。今放課後等デイサービスの話がありましたが、はびねすサポートセンターの方でも放課後等デイサービスをされていると思うんですけども。
委員C	うちの方は2か所放課後等デイサービスを運営しています。1か所は主に小学校1年生から6年生の方になります。あとは中学生・高校生を対象にして1か所で小学校と中学校の所で区割りさせてもらって2か所運営させていただいています。放課後等デイサービスに関しましても関係機関との連携という所はガイドラインが定められておりその中でも各事業所に求められているところです。関係機関はどんなところを指すかという話になりますと地域の幼稚園だったり小中学校、支援学校、同じ放課後等デイサービスの事業所というところが主な対象になるかと思いますが、児童の支援をするというところに関して言えば家庭と学校とウチのような事業所の3者の足並みが揃わないと、なかなかより良い支援というものが出来ないんじゃないかと考えています。事業所と家庭の間は送迎させていただいたり時々面談する機会もありますのでその辺の情報交換はある程度密に出来ているかと思いますが、事業所対学校となるとハードルが高くて積極的に情報交換できるような感じではなく、ウチの事業所だけかもしれないですが、少しハードルが高いなと感じる所があります。地域の小学校もそうですし支援学校の方にもお迎えに行くんですけども、お迎えに行くタイミングで先生とお話しする内容というのはせいぜい今日1日どんな感じで過ごしていましたかぐらいで、その日その日の内容はお話を伺えるんですが、長いスパンでどう支援をしていったらいいのかという所に関しては、膝を突き合わせてゆっくりお話をする機会があまり無いと思っています。その辺はウチの事業所としてもどういった形で学校と関わっていくべきなのか常に検討している状況にあります。今、会長もお話されていましたが、学校に行かれてこういう形で担任の先生とお話をされて、恐らく担任の先生はお話された内容で日々の授業時間や学校で過ごす中で支援されていると思うんですけども、そういった事をこちら側にも教えて頂けたら学校と事業所が同じ視点というか同じ目線で児童の支援が出来るのかなと思ったので、なかなか事業所側から学校に何かお話をするというのはかなりハードルが高く、学校の先生もお忙しいと思います。かといって誰に相談しようか、相談員さんもおられますけどもお話させてもらった所で相談員さんが関与される所ではなかったりするのかなと思っていて、そういう所の連携がスムーズに出来ないかというのは悩んでいるところです。もうひとつは、児童に何か課題や問題があった場合にその根底に隠れているのは家族と過ごす中で何かしらのトラブルを抱えておられて、それが顕在化して児童の行動に表

	れているというケースがあります。その具体的に顕在化しているケースに関しては南丹市の方もそうですし子育て支援課の方が入っていただいたり、相談員さんも含めて1つのグループで対応していくケースはあるんですが、水面下で見えるか見えないかわからないのケースでは行政の方も相談員さんもなかなか積極的に関与していただけてなくて事業所の方で対応に苦慮することもあります。ウチの事業所だけかもしれませんが1事業所で出来ることはかなり少ないですし、家庭の中に入っていくことは私たちの放課後等デイサービスの事業内容からいくと守備範囲外になってしまうので、そういった事も含めてもう少し連携を取らせていただけたら良いのかなということとは常々考えているところです。
会長	ありがとうございます。お子さんの支援が家庭・保護者の支援に繋がっているというケースはよく聞きますが、そのあたりの連携についてはどうでしょう。
委員C	学校はやはり敷居が高くて我々も入っていくのに結構な年数がかかりました。やはりケースのお子さんを通して見させてくださいとか保護者さんの依頼だと言うと入らせてくれて、そこからちょっとずつ突破口を開いて色んな先生と関わりを持つことでこの人たちが使えると思っていただければ相談の連絡が来るようになったりと、地道な積み上げで段々と学校に入れるようになりました。今放課後児童クラブの方でも大変なことが色々あり、学童の方もなかなか学校の情報や様子が分からないという話をされています。それも段々と我々が学童の方に行くようになって課題が顕在化し始めて学校の先生と連携しないといけないとなると学校の先生も巻き込むようにして、ちょっと風通しが良くなってきた感じです。単独で何とかできる訳でもないですし、色んな所が関係して連携することで奥さんの成長を促せるので、今、そこへの介入もこれから必要だなと課題として思っております。家庭に入るといのはなかなか難しくセンタも入りにくくてですね、やっぱりこども家庭課とかの相談員さんとか保健師さんが得意とされている所なのでそこから突破口を開いていってウチが後から呼ばれるとかならいいんですけども、そこが第一の突破口になるかなと思います。
事務局	お話を伺った中で子育て発達支援センターと事業所との連携も大事になってくると思いましたが、地域の中での関わりが社協さんの中では幅広くあると思いますけども、子育て発達支援センターとの連携とかケースの関わりとかはどのような形で進められていますか。
委員D	折角の情報交換・共有の場ですので私の方からいくつかお話させていただきます。南丹市社協では行政の方から委託を受けて子育て発達支援事業所つくし園を運営しています。先ほどご説明のあった相談、発達支援センターと併設されていますので本当に常日頃から良い連携を取らせていただいて非常に助かっています。私自身が実際に現場に入ったりとかそういった専門的な仕事をしている訳ではないのであまり偉そうなことは言えないんですが、ただ社協としてもですが、本当に最近自分自身が感じていることとして今の社会状況・社会情勢の変化であつたりお子さんの障がい特性とかも加わって、子どもが自分の思いを受け止めてもらえるような機会とか共感でき

	る機会というのが年々少なくなっているんじゃないかととても感じています。つくし園の中では、まず、子どもたちの思いをしっかり受け止めてあげようというところから職員スタッフが取り組んでいるんじゃないかなという風に見ていて感じます。子どもたちも人と関わっていくことで人と関わることの安心感であったり繋がることの喜びなどを感じていくと思いますし、そういったことを積み重ねていく中で成長であったり困った事があっても伝えていけば助けてもらえるといった経験を重ねることが将来の自立に向けた土台になっていくのではないかなと、そんな事を大事にしながら日々スタッフの方々も頑張っているのではないかなと思っています。近年とてもよく感じることで、昔に比べると早期相談や早期支援が進んできているように感じています。それが地域全体・社会全体で障がいに対する支援を受け入れることに対しての理解が進んできていると思っています。これ自体は凄く大きな成果だと感じますし、そこにはやはりつくし園だけでなく地域、発達支援センターの皆さんもそうですし、それ以外の関係機関等との連携があってこういう状況になってきているんじゃないかなと思います。これからも大事なことが我々大人や関係機関が子どもたちを中心に繋がっていくという事が非常に大事だなと思いながら、その1つの役割としてつくし園も様々な機関と連携しながら支援にあたっていければ良いのかなと思います。
会長	ありがとうございます。いかに連携が大事かというのがここで分かってきた感じですけども、今後子育て発達支援センターから発信されるもの、連携をとっていただけるもの、事業所からまた子育て発達支援センターに連携を取ったり問い合わせをする機会もまた増えていくかなと思いますので発達支援センターの事業として説明があったようなことをやっておられるというのが今回分かり、どう利用しようというのを皆さんの方でまた考えていただき、上手く連携を取れるような方法を取っていただけると嬉しく思います。近年、多様性を受け入れるとありますけども、支援なのか配慮なのかというのも他人事ではないと思うので、何が支援なのか何が配慮なのかというのをはき違えないように障がいのある方と接していきたいと思いますし、仕事で関わる時にはそういうことも考えられると思いますが、普段の生活の中で関わったり遭遇することもあると思いますが、身もよく見極めた上で関わって、何か必要な支援・配慮があったらそれに対応できるようになればと思います。
委員 B	一言だけいいですか。私たちも学習させていただいて、あるいはご回答いただきありがとうございます。勉強させていただきました。やっぱり当事者として花ノ木の方が発言されたキッチリ検査をしたいので半年から1年かかる、更に結果を出すまで時間が掛かるというのは、やっぱり当事者としてそんなに必要なかなと思っています。お願いになりますけどもそういう期間を出来るだけ短くしていただく対策とか努力をお願いしたいと思います。
委員 B	半年お待ちいただくということで花ノ木としても何とか出来ないかなという事で、お待ちいただく間は教育相談という形でお受けさせて頂くようになったと思います。

その中で、ドクターではないんですが教育関係で働いていた者が相談という形でお話を聞いて、すぐにそういう検査が必要なのかどうかお話を聞きながら調査させていただいてちょっとでも早く認定が必要だという方はドクターの方に繋いで打診したりもさせていただいていますので、全く何もしていないわけではなくてこちらとしても出来る限りのことはさせていただいています。反論するわけではないんですが、ドクターの方も何とか早くしたいという思いはあるんですが、先ほどの繰り返しになりますがしっかりと検査をしたいと思っているのでそこだけご理解いただきたいと思います。一応、花ノ木の方に検査を受けたいとご連絡いただく方に関してもそこは十分ご理解いただいた上でお待ちいただいています。もちろん早くしたいという花ノ木としても思っている上で対策をさせていただいています。

あと先ほど言われた所で連携の点でちょっと相談員としてお話をさせていただきたいと思います。連携は確かに難しく教育の方になかなか関わりが持てないというのがありました。私が花ノ木で働きだして20年弱経つんですけども、当時は教育と福祉は相容れないということを言われる人も花ノ木内にいたんです。何とかならないかというところでこの圏域だけでなく、全国的にも動きがあつて法律の改正とか連携という言葉も出てきているんですが、私の事例にはなりますが去年の夏くらいから委員さんの所を利用されているご家族のところで、私が空気を全く読まずに学校に連絡させていただいてこのご家庭のケースで何とかならないだろうかと連絡したんです。ちょっと寄宿舎に入るかどうかという所で寄宿舎に入ってしまうと月曜日の送迎が出来ないので利用できないという事もあるけど、でも、寄宿舎に入らないといけないというので学校に何とかしてもらわないといけないということで私が学校に持ちかけ、とりあえず会議をして下さいと連絡させていただきました。それで学校の話の聞いていると学校も何とかしないかという思いはあったんですが学校は学校で自分の所で解決しないといけないと思われていました。福祉は広く浅くという知識とか行動があるのかなと思っていて、その広く浅くの所で他と繋がれないか、もっと専門的な所で繋がれないかなという事で南丹市の保健師さんの方に学校との会議にお越しいただいて話していて。その時は話が頓挫しかけたんですけども保健師さんが上手く南丹市の社協の方と繋がりを持ってくださいまして、送迎問題も社協さんの方で何とかなると言われようやく解決しました。連携は形式ばったものじゃなくて、今回、自分でも最初は失敗したと思っていたんですが、結果的に空気読まずに色んなところを巻き込んだのが良かったのかなと思っています。ちょっと言葉は悪いですけども使える人を手当たり次第呼んで集めて、そこから繋がりを持っていったら何とかなるのかなと今回の事例を通して思いました。デイについても相談員を使うなりご家庭に入られている保健師さんを使ったり、相談員さんも学校等の方に無理矢理にでも声かけたりしながらしていったら良いのかなと思います。あんまり待っていても仕方ないし、こちらが気を使っても仕方ないし、使える人を使ってとりあえず誰が中心になるかもその場で考えれば良いのかなと思いましたので相談員も上手く使っていればと思います。恐らく相談員が立場的に一番フットワークが軽いというか自由度が高いと思うので。上手く使っていきたいらと思います。

事務局	福祉保健部長の矢田です。一番最初に言われた手帳について検査まで半年以上かかるという所は私が課長になった時にもそういう状況で長いなと感じました。京都府の方に聞きますと南部の方では1年以上待たないといけない状況がある中で京都府の施策でもどうにか検査を早くできるように対応されている段階にありますので、そういう意見については京都府の方とも市として連携して取り組んでいくというのは担当課としてやっていきたいと思います。また学校との関係になりますと教育委員会の方とも自立支援協議会の中でそういう意見が出ていたことというのはお伝えさせていただき、学校に直接ではなく教育委員会と一定そういう意見が出ている事で取り組んでいきたいと思います。子育て発達支援センターからありましたように学校の先生も1年生で入学してきてからその子の特性を理解するのに苦労されていることはあったと思いますが、子育て発達支援センターの存在が、先生は亀岡の方だったり南丹市の先生になられたりと福祉との関わりも市町村によって違いがあるみたいなので、南丹市はそういう所では子育て発達支援センターが積極的に関わりを持って知っていただくことにより、受け入れも良くなってきたし、お互いに思っていることも言えるようになってきたので、また教育委員会と担当課でしっかり連携していきたいと思っています。
会長	委員からもあったようにそれぞれ持っているところで配慮して、それが役割を持って管理支援をするようになって。それが包括的に1人のお子さんなりケースの支援に繋がるのが一番かなと思いますので、また色んな所に声をかけて関係機関のネットワークを広げていけたらと思いました。
委員 E	美山町の民生委員をやっている者ですが、私、実は学校で教師をしていましたので、私のいた学校では学校内において支援学級の先生と壁があったかなと思うのと、お話していただいて学校にも訪問というか研修に来ていただいているという事ですので、例えば授業、我々はどちらかというとワンパターンな授業でおっしゃった授業中にウォークさせるとか班で話し合わせるとか音読させるとか、そういう支援は表向きは必要じゃない生徒も一方的なワンパターンな授業では付いて行けない授業があり、教師としては忙しい中で工夫はしているんですけども、やっぱりそういう手法をこういう支援で中心になっている方から聞いて取り入れていかないと学力も上がっていかないなということを退職してからですが反省しました。それからそういうお話は高齢者の方とのサロンもやっていますので、それは動きが増えたり楽しくやってもらっていますけどもその辺りにもヒントになるかなと思いました。
会長	ありがとうございました。実は E 委員は僕の中学校時の担任ではなかったんですけども、同じ学年の違う組の担任をされていて社会科を教わっていました。他にありますか。
委員 A	大きく 2 点あるんですけども福祉事業所に関してです。私は障がいの当事者ですけども福祉施策だとかサービスに関わる人たち、事業者の方、あるいは関係機関の方や市役所の職員さんも含めて、そういう方が元気で働き甲斐を持っていただいてこそ

	私たち当事者も元気になれると思っています。そこで障害福祉サービスの1つについて事業者の方からお聞きしていることがあります。1点目は日中一時支援事業の送迎の費用について、これは費用面で送迎加算という事で燃料代の補助があります。でも聞くとところによると平成18年から始まって20年近くになるんですがこの金額について1回片道の加算額は486円のままでずっと据え置かれていると言われていす。これは見直されてもいいんじゃないかなと思います。2点目は一般的な話で人材の確保です。介護の人材なんかと同じだと思いますけども今日もちよっと言っておきたいと思います。国も介護人材や福祉人材の確保について頑張っておられます。市においても、あるいは事業所自体も努力されています。でも例えば事業所の方の労働強化については私は本当に心配になっています。私から具体的な対策は材料がないので言えないんですけども、特に市には事業者の意見も取り入れて頂いてこれまで以上の対策もお願いしたいと思います。もう1点は京都府の話で、私は京都府の障害福祉の協議会に出席することになりました。南丹市では地域自立支援協議会という名前ですが京都府は障害者施策推進協議会という名前になり、目的としては同じです。この度その推進協議会の委員の委嘱を受けました。任期は今年の1月1日から2年間です。南丹市の施策、またここにおられる委員の皆様にも京都府サイドとして応援発言していきたいと思います。改めてよろしくお願い申し上げます。
事務局	今、おっしゃって頂きました日中一時支援ですけども、南丹市の方では現在、財政が非常に厳しい状況というのは去年からお伝えしておりますけども、日中一時支援については国の補助金になります。デイサービスとかの制度については事業の負担の2分の1が国、4分の1が府と決まっていれば一応その基準で負担金が出てきます。ただ日中一時支援は補助金事業ですので国の方では2分の1で府は4分の1です。国としては市町村にそういう地域に応じてしなければならない事業はどんどんしなさいと国として通知していますと言うんですが、実際の補助金は3分の1になっています。結局、国の予算が無いので2分の1以内で補助金を出しますという事で3分の1になっています。今は物価高騰もあり、今、国の補助金が2分の1になっているけども3分の1しか出ていない場合は府は3分の1の2分の1しか交付されない状況です。4分の1じゃなく6分の1しか補助金が交付されないの、是非とも京都府の方に国は予算不足で3分の1かもしれないけども市町村の事を思えば京都府は4分の1を出すべきではないかと。国の計算についても疑問ですが、是非、京都府に訴えていただきたいと思います。事業については南丹市としては充実させていきたいと思いはあるんですがそういう経費面があるのと、あと近隣の市町村では日中一時支援とかをあまり多くの方が利用されるとそれだけ事業費がかかってくるのであまり利用してもらわないようにと調整している所もあります。南丹市では相談員さんと話して必要なサービスであれば利用してもらおう形にしていますが、どこも利用が増えているので予算がどんどん膨れるという所ではどの市町村も困っているところがあります。やはり国が制度を決めたと言っているならば、その裏付になる補助金もしっかりと交付して頂ければということで、見直しが必要という面もありますが、そういった事情があります。人材確保については南丹市でも障がい者の社会福祉法人の正社員になら

	れた方がおられた場合には奨学金や家賃助成にも取り組んでいますが、なかなか人材の増加には繋がっていない状況なので、また事業所の方とも相談しながら人材確保の取組みを進めていければと思います。
委員 A	ありがとうございました。京都府の方への要望はお伝えします。
会長	よろしくお願いします。それでは次第 3 のその他の障がい者福祉のあんない版の掲載内容について事務局の方から説明をお願いします。
事務局	それではその他事項（1）障がい者福祉のあんない版の掲載内容についてご説明いたします。南丹市では障がい福祉に関する各種制度の周知を行うために障がい者福祉のあんない版を毎年度更新しております。令和 7 年度も更新を行う予定ですので昨年 7 月に行いました協議会でお配りしたあんない版を参照いただきまして修正等の意見がありましたら添付の指定様式にて 4 月 18 日までにご提出をお願いします。修正等のご意見が無ければ提出は不要ですのでお願いしたいと思います。令和 7 年度の各種制度の周知広報はしっかりとしていく必要がございますので、毎年度更新される情報などは特に遅滞なく周知できるよう進めていきたいと思っています。以上事務局からの説明といたします。
会長	ありがとうございます。先ほどもちょっとお見せしましたがこの水色の表紙の冊子があんない版となっております。変更点修正点があれば所定の用紙に書いてもらって報告をお願いしたいと思います。他にありませんか。無ければ最後に手前のことになるんですけども、社会福祉法人京都太陽の園の新しい事業についてご紹介させていただきます。グループホームこひつじの園というのを今回 4 月 1 日から開設する運びとなりました。建物に関してはこひつじの園と太陽の園の職員が使っていた駐車場の方に木造 2 階建ての建物ができております。今は内装が出来て設備を整えている所ですが、利用定員は 20 名のグループホームになります。グループホームといいましても介護包括型・介護サービス利用型と種類があるんですが、こちらは日中サービス支援型のグループホームになります。どこが違うのかといいますと、介護サービス包括型や介護サービス利用型については日中は他の事業所を利用したりグループホームから職場に勤めに行ったりするんですが、日中サービス支援型のグループホームはグループホーム内で日中の就労活動もでき、そしてその人らしい 1 日を過ごして頂くというグループホームになっています。イメージとしては小さな施設のようなグループホームという感じです。あくまで地域生活を進めるものということでグループホームになります。支援方法、方針としましては地域社会の一員として地域生活を営む中で障がいの程度に関わらず 1 人 1 人が自分らしく暮らせるよう必要なサービスの提供に努めるという事で方針を立てております。事業目的については今も説明しましたが、地域において家庭的な環境および地域の方々との交流のもとで、安心安全な暮らしの場として自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう活動相談や夜間の見守り、食事、入浴、排泄など暮らしの中で必要な介護や支援などを提供するとしています。グループホームの中でその人らしい生活の支援をしていきたいと思いま

	すし、グループホームから地域の方へどんどん出て、グループホームの生活も知ってもらえるように、地域の一員ということも知ってもらえるような活動を進めたいと思っています。4月に開設となりますが、実際利用者の20名のうち短期入所が1名おりますので利用定員としては19名となっています。利用者さんの方も当初予定していたのとは異なり、集まることが出来ずに、施設が完成してから見学して決めたいという人もおられましたので審査会等の関係で4月1日から19名埋まるのは難しくなりました。よって、20名定員とするのは6月1日を目処にして活動を進めていきたいと思っています。4月1日からは1階のみの10名定員でスタートしていこうと思っていますので、また、利用希望があれば皆さんの方からも情報を頂ければと思います。以上です。
委員E	1点、私の義理のいとも両親を亡くしてグループホームに入ることになり、その時驚いたのですが、行ったら空調と電気器具は何も無いんです。もちろん寝具も無い。こんなものかなと思ったんですが、相当な経済的支援があったり、本人にそういう蓄えがないと厳しいなと思ったんですが、そういったものが普通なんでしょうか。
会長	生活に必要なものは揃えていただかないといけないけれども、ベッド等は勿論ありますし、電灯、カーテンも付いてます。
委員C	寝具等は基本的には自身で集めてもらわないといけないですけども、ベッドで寝たい人は購入して下さいというところもあるんですが、一応グループホームだったら生活保護になった場合、障害サービスで1万円出るので家賃が1万円出たりということはありません。
事務局	グループホームは南丹市内のグループホームですかね。
委員E	あそこの。良いんですけど何もなかったです。美山町のグループホームも同じ感じだというのは聞いてますが。
事務局	そうなんですか。またその中で生活がしていけないようでしたら社会福祉課の生活保護係に聞かせてください。
会長	生活できるように整えさせていただきますので、また、ご要望にお応えできるように治験の方を進めていきます。その他に何かありますか。大丈夫でしょうか。それでは何も無いようですので本日の議事を終了いたしたいと思います。委員の皆様には慎重にご審議いただきましてありがとうございました。
司会	会長には円滑に議事を進行していただきましてありがとうございました。本日の協議会では改めて地域とのつながりやそれぞれの事業所との連携が大切だということも勉強させていただきましたし、本当に貴重なお時間、情報の交流という事で協議会をお世話になりました。 それでは以上をもちまして南丹市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

